

公告 第675号

組合規程の一部変更について

令和2年11月30日付SCSK健発第529号をもって、以下の規程の一部を変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

令和2年12月1日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

■変更する規程

- ・前期高齢者訪問健康相談実施規程

以上

前期高齢者訪問健康相談規程

新旧条文対照表

新	旧
「略」 (実施内容) 第3条 <u>委託業者は対象者に健康相談および健康維持増進に関する情報を提供する。対象者への支援回数や支援方法は契約書に定める。</u> (1) 本事業に参加した被扶養者には、インセンティブとして健康増進に役立つ記念品を贈呈する。 (2) 記念品は、毎年度取り決めるものとする。 「略」 附則 この規程の改正は令和2年12月1日から施行する。	「略」 (実施内容) 第3条 委託業者が年度内に原則2回自宅を訪問し、健康相談および健康維持増進に関する情報を提供する。 (1) 本事業に参加した被扶養者には、インセンティブとして健康増進に役立つ記念品を贈呈する。 (2) 記念品は、毎年度取り決めるものとする。 「略」